

○狛江市ごみ・リサイクルカレンダー広告掲載に関する取扱基準（平成18年7月14日市長決裁）

○狛江市ごみ・リサイクルカレンダー広告掲載に関する取扱基準

平成18年7月14日市長決裁

改正

平成20年4月21日市長決裁

平成23年1月27日市長決裁

狛江市ごみ・リサイクルカレンダー広告掲載に関する取扱基準

（目的）

第1条 この基準は、狛江市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成17年要綱第84号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、狛江市ごみ・リサイクルカレンダー（以下「カレンダー」という。）に掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（広告の規格等）

第2条 要綱第5条に規定する広告の規格等は、次のとおりとする。

- （1）掲載位置 カレンダー下部の指定する位置
- （2）規格及び掲載枠数

	規 格	掲載枠数
1号広告	縦30mm×横130mm	24枠以内
2号広告	縦30mm×横270mm	12枠以内

2 前項に掲げるもののほか、掲載に必要な事項は別に定める。

（広告掲載料）

第3条 要綱第6条に規定する広告の掲載料は、1号広告は1枠あたり25,000円、2号広告は1枠あたり50,000円とする。

（広告掲載希望者の募集方法）

第4条 要綱第7条に規定する募集は、原則として広報及びホームページに掲載する方法により行うものとする。

（広告掲載の申込み）

第5条 要綱第8条の規定に基づく申込みは、狛江市ごみ・リサイクルカレンダー広告掲載申込書（様式第1号）により行うものとする。この場合において、申込者は、複数の掲載枠に申し込むことができる。

（審査依頼）

第6条 清掃課長は、前条の申込みが要綱第9条第1項ただし書に該当する場合は、意見を添えて広告掲載審査依頼書（様式第2号）を狛江市行財政改革推進委員会に提出し、その審査に諮るものとする。

（審査完了の通知）

第7条 狛江市行財政改革推進委員会は、前条の依頼に基づく広告掲載の審査を終えたときは、広告掲載審査完了通知書（様式第3号）により、清掃課長へ通知するものとする。

（広告掲載の決定通知）

第8条 要綱第9条第2項の規定に基づく決定の通知は、広告掲載決定通知書（様式第4号）又は広告非掲載決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告掲載決定者は、納入通知書により、広告掲載料を指定する日までに納付しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第10条 要綱第12条の規定に基づく取消しをしたときは、広告掲載取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（広告掲載料の還付）

第11条 広告掲載が決定した後、広告掲載決定者の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付する。

(庶務)

第12条 カレンダーの広告掲載に関する事務は、清掃課が担当する。

(委任)

第13条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この基準は、市長決裁の日から施行する。

付 則 (平成20年4月21日市長決裁)

この基準は、市長決裁の日から施行する。

付 則 (平成23年1月27日市長決裁)

この基準は、市長決裁の日から施行する。